

配偶者が障害基礎年金を受給しており、

18歳の年度末までのお子様（障害のあるお子様は20歳未満）を扶養している方へ

障害基礎年金の子の加算の見直しに伴い、児童扶養手当の受給対象となる可能性があります。

児童扶養手当は、お子様が配偶者の障害基礎年金の子の加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様の間に生計維持関係がないものとして取扱い、障害基礎年金の子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

- 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは  
配偶者が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にある方は、児童扶養手当と、配偶者の障害年金の子加算で受給変更が可能となります。

児童扶養手当を受給する場合には、小松市こども家庭課へ申請が必要です。

必要書類等、詳しくはこども家庭課へ、お早めにお問い合わせください。